(2)　車両総重量が五トンを超え一二トン以下のバス等であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3)　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(七)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三一年一〇月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三五〇万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(1)　車両総重量が五トン以下のバス等であって、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2)　車両総重量が五トンを超え一二トン以下のバス等であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3)　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(六)　バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二〇トンを超え二二トン以下のトラックであって、平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三二年一〇月三一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあっては、平成三一年一〇月三一日）までに行われたときに限り、通常の取得価額から一七五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(九)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。（附則第一二条の三関係）

(1)　環境負荷の少ない自動車

平成三〇年度、平成三一年度及び平成三二年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ　電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上のもの、石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三〇年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上のもの及び軽油自動車のうち平成三〇年軽油軽中量車基準又は平成二一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車について、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

ロ　ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上のもの及び石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三〇年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上のものについて、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

(2)　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね一〇〇分の一五（バス及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇）を重課する特例措置を講ずることとした。

イ　ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二〇年三月三一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して一四年を経過した日の属する年度

ロ　軽油自動車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成二二年三月三一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して一二年を経過した日の属する年度

(三)　特定日（平成三一年一〇月一日）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外で運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の標準税率を次のとおりとすることとした。（附則第一二条の四関係）

(1)　総排気量が一リットル以下のもの　年額　二万九、五〇〇円

(2)　総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの　年額　三万四、五〇〇円

(3)　総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの　年額　三万九、五〇〇円

(4)　総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの　年額　四万五、〇〇〇円

(5)　総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの　年額　五万一、〇〇〇円

(6)　総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの　年額　五万八、〇〇〇円

(7)　総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの　年額　六万六、五〇〇円

(8)　総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの　年額　七万六、五〇〇円

(9)　総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの　年額　八万八、〇〇〇円

(10)　総排気量が六リットルを超えるもの　年額　一一万一、〇〇〇円